

ケアマネジャーって どんな人???



社会福祉法人日の出町社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所

ケアマネジャーの役割

利用者の心身の状況や
生活環境の把握



ケアプランの作成



介護サービス事業者
との連絡調整



利用者の状態やサービス
実施状況の確認



ケアマネジャーは、ご利用者の状況に応じて必要なケアが受けられるようにコーディネートします。

具体的には、ご利用者やご家族の状況を把握したうえで、ケアプランの作成、介護サービス事業者との連絡調整、介護サービスが適切に提供されているか、定期的な確認等を行います。

ケアマネジャーに 相談できること

介護に関すること



日常生活に関すること



施設入所に関すること



要介護認定の見直しに
関すること



ケアマネジャーは、ご利用者が自立した生活を送るための介護や日常生活に関する相談を受け付けています。

また、施設入所や状態変化による要介護認定の見直しが必要な場合も、ご相談ください。

ケアマネジャーが できないこと

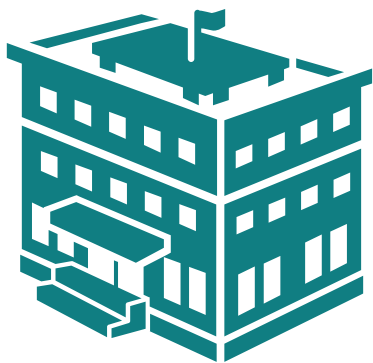
家事代行



入院時の手続きの支援



介護保険以外の
行政手続き



金銭管理



ケアマネジャーの役割として、上図のような内容は業務範囲外となります。

これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

Q&A

利用料金はかかりますか？

居宅介護支援（ケアマネジャーによる支援）は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。

介護サービスは沢山利用した方が良いですか？

介護サービスはご利用者の状況やニーズに合わせて適切に利用することが重要です。過剰なサービス利用は、かえって自立を阻害する可能性があります。そのため、ケアマネジャーと相談しながら、最適なサービスを選択していきましょう。

入院した場合、要介護度認定は見直した方が良いですか？

現在の要介護認定で利用できる範囲内でサービスが収まるのであれば見直しが必要とは限りません。要介護度が上がることでデイサービス等の利用料金が上がるデメリットもあるため、ケアマネジャーとよく相談したうえで判断することが重要です。

居宅介護支援事業所の変更はできますか？

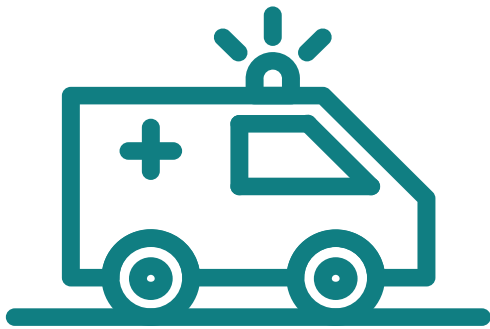
ご希望により居宅介護支援事業所を変更することが可能です。その場合、ご利用者の状態やサービスの提供状況などについて、引き継ぎをします。

社会福祉法人日の出町社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所

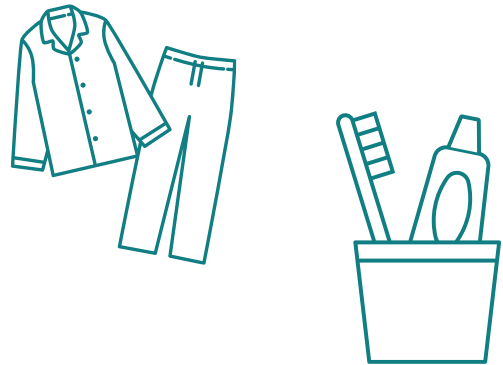
所在地：東京都西多摩郡日の出町平井2780
電話番号：042-597-4845
FAX番号：042-597-7150

【付録】 ケアマネジャーが できないこと②

救急車の同乗



入院時の生活用品の
調達



公共料金の支払代行



身体介護

